(1)昭和49年10月1日（毎月1日・15日発行）

No.399

10月1日号

市報さが

（昭和26年2月24日 第3種郵便物認可）

発行所 佐賀市役所
発行人
市長公室長
（定価3円）
電話代表(4)3151番

佐賀市の人口

9月1日現在		前月比
人口	152,342	+327
男	72,014	+190
女	80,328	+137
世帯数	44,656	+64

下水道工事すすむ
軟弱地盤を克服

昭和四十六年度末から始まった佐賀市の公共下水道工事は、昭和五十二年ごろの一部供用開始を目ざして着々と進められています。

工事は、今年で三年目を迎えますが、昭和四十八年度末までに管きょ埋設は延長七・七キロが完成、さらに今年度中に七・一キロの管きょ埋設が完了する予定です。有明海沿岸の軟弱地盤のため地盤沈下を防ぐことを主眼に工法にあらゆる工夫がほどこされているものの、このような悪条件がからみ工事はかなり難行しています。

このほど完成した最終幹線となる厘外汚水幹線のうち延長約一・六キロの管きょは各地区からの汚水を合流させ、最終に西与賀町丸目の終末処理場に運ぶパイプラインです。地下十メートルに埋設されたヒューム管は直径一・六五メートル（ほぼ大人の背丈）で、工事関係者は「市街地区全部の汚水が流れても十分はける」といっています。軟弱地盤を克服するため、その管きょの埋設方法は独特の環流式泥水加圧工法を採用しており、この幹線の工費は一メートル当り約三十万円を要しています。

昭和四十二年度に基本計画策定、四十七年度から第一工区の事業に着手していますが、まず全体計画から見てみましょう。

【全体計画】

公共下水道工事の全体計画では市街化区域三千百十八ヘクタールを事業の対象としています。そして、この区域を八田、厘外、大島、下高木の四つの処理区域に大別し、下流から上流へ下水道の網を広げていく計画です。

現在は、第一期工事として城内地区を中心に八田処理分区三百三十八ヘクタールの工事が着々と進められています。

この地区の汚水の流下系統は、八田汚水幹線から八田ポンプ場、さらに八田汚水圧送幹線から厘外汚水幹線を経て終末処理場へ運ばれる計画です。

また、排水面での佐賀市の地理的条件や有明海の潮位に左右される現状では、下流との関係などから雨水と汚水とに分けて処理する分流式を採用しています。そして、雨水排除のための施設の整備は下流河川の整備を待って施行する予定です。

最近の市街地の広がりと生活様式の変化で水質汚濁が深刻な社会問題となっており、このためにも下水道事業を促進させなければなりません。

市民の皆さんには、工事中のために何かとご迷惑をおかけしていますが、市でも最善の努力をしますのでご協力をお願いします。

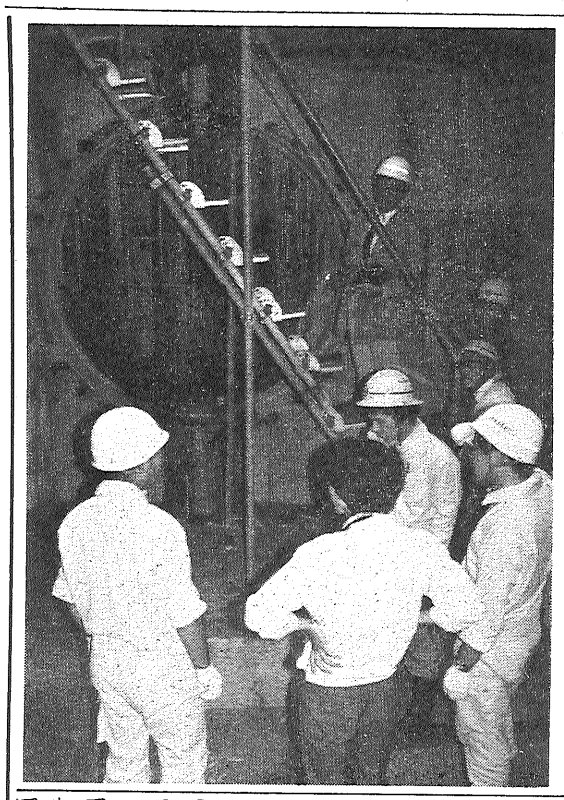

◇ これまでのあゆみ ◇

42年	6月	○公共下水道の基本計画づくりに着手
44	5	○市議会下水道建設調査特別委員会設立
47	2	○都市計画事業として計画決定
	3	○公共下水道事業の築造認可を受ける
		○終末処理場敷地の一部用地買収を行う
48	3	○南部バイパス八田汚水圧送管（管径 700㎜）完了
		○受益者負担に関する条例制定
	8	○終末処理場敷地用地買収完了 90,288㎡
	10	○厘外汚水幹線、八田ポンプ場、終末処理場建設の設計施工を下水道センターに委託
49	3	○南部バイパス厘外汚水幹線（管径 1,100㎜）完了
		○城内地区55ha、呉服町地区2haの汚水管埋設を完了
	6	○公共下水道事業の築造変更許可を受ける

入院医療費の助成
10月から三歳未満児を対象に

市では、乳児（一歳未満）が入院した際の医療費の一部を助成していましたが、十月一日から三歳未満までに対象年齢を引きあげて実施することになりました。

この制度により、これまでの〇歳児二千七百人に加わえて一歳児二千三百人、二歳児二千五百人程度が助成対象になります。

また、個人負担分がなくなりますので、費用の心配がなく安心して治療を受けることができます。

【助成の対象】

市内に居住され、国民健康保険および各種社会保険の被保険者である乳幼児（三歳未満）の扶養者（保護者）。

ただし、生活保護法および育成医療、養育医療の給付を受けている方は除きます。

【受給手続き】

該当する乳幼児の保護者はあらかじめ市福祉事務所社会課へ受給資格の認定を申し出て「受給資格者証」の交付を受けてください。

▽持参するもの
①健康保険証
②印鑑

なお、現在「乳幼児医療費受給資格者証」をお持ちの方も、受給期間を延長しますので社会課へおいでください。

【医療費の支払いは】

退院される際の保護者負担金は、一応医療機関に支払ってください。そのあと、その分を市で助成しますので、「乳幼児医療費助成申請書」を社会課へ提出してください。

（前月分を翌月に請求＝申請書は同課にあります）。

くわしくは、市福祉事務所社会課（電④3151）へ。

民生(児童)委員の改選
地域福祉活動に熱意のある人を

きたる十二月一日に民生（児童）委員のいっせい改選が行われます。

民生（児童）委員は、社会奉仕の精神をもって社会福祉の増進に努めその職務は極めて重要であります。

この職務を遂行するには委員としての適格性が必要であります。

この意味において今回の民生（児童）委員の推せんにあたっては、市民各位から盛りあがる立派な民生（児童）委員をご推せんください。

▽民生（児童）委員のはたらき

民生（児童）委員の活動は、法律規制の有無にかかわらずあくまで自発的に自分の意志によって活動することが制度創始以来の基本精神です。

民生（児童）委員の活動には①子供を事故から守る運動、丈夫な子供を育てる母親運動への参加②ひとりぐらし老人など高年齢者のは握と日常援護活動③心配ごと相談活動への参加④共同募金、歳末助けあいその他の各種行事に対する参加協力⑤保護を要するものを適切に保護指導する。

以上は一般的な日常活動であって、このほか生活保護法、児童福祉法、母子福祉法など、それぞれの法律で民生（児童）委員活動分野を具体的に規定しています。

したがって、この制度は立派な人を得るということが最も大切なことです。

民生（児童）委員資格要件として①市議会議員の選挙権を有する者で②人格識見が高く③広く社会の実情に通じ④社会福祉の増進に熱意があり⑤児童委員としても適格者であること。このような人を期待しています。

なお、推せんは、各担当地区（各町区自治会）から被候補者推せん書を十月二十五日までに市福祉事務所社会課へ提出していただくことになりましたのでご協力をお願いします。

違反建築防止週間です
16・17日建築相談所を開設

十月十一日から十七日までは、違反建築防止週間です。

この運動は、建設省・都道府県および市が主体となって建築基準法の周知徹底、違反建築物の是正措置の推進を重点事項として、行政上の所要の措置を積極的に講ずることによって、良い市街地の環境づくりと建築物の質の向上に努める気運を高めようとするものです。

佐賀市では、全域が都市計画区域に指定されているためこれまで建築物の新築や増・改築などを行う場合に確認申請書を提出する必要がなかった所も、現在では、すべて提出しなければなりません。建築をするときは、まず建築確認申請書を市建築課に提出し確認通知書を受け取ってから工事に着手しましょう。

確認を受けることが違反建築物をなくす第一の条件でもあるのです。そこでこの運動の推進を図るため、主としてつぎのことを行います。

◈一せい公開建築パトロール

市内全域を対象に現在建築中であるすべての建築工事現場への立ち入り点検を行い所要の措置を講じます。

◈建築相談所の開設

家を新築されたり、増・改築をされるときの問題点などについて相談をお受けします。お気軽にご利用ください。

。とき 十月十六～十七日 午前八時三十分から午後五時まで。

。ところ 市役所別館 市民課市民待合室。

市民ガイド

市の施設を見る会 参加者募集

施設を見る会は、市民のみなさんが納める税金がどのように使われ、市の施設はどんなものがあるか、みなさんの目で、じかに見ていただき、市政に対するご理解とご協力をお願いするものです。多数ご参加ください。

とき	10月25日（金） 午前9時30分 県庁前集合
見学コース	南事業所（衛生処理場）、浄水場、ガス部など
会費	無料（昼食はご持参ください）
申込方法	官製ハガキに住所、氏名、年齢、職業（電話があれば電話番号も）明記のうえ市役所秘書課（佐賀市松原一丁目1番1号）へ

佐賀大学公開講座の案内

佐賀大学では、昭和四十九年度・公開講座を開きます。

▽期間＝十月十七日から十一月五日まで

▽開設場所＝佐賀大学教養学部

▽受講ご希望の方は、十月十五日までに申込書に聴講料千円を添えて佐賀大学学生部学生課（電④591）へお申込みください。

合同行政相談所を開設

市・県・国の仕事、たとえば登記道路、交通事故などについて「不当な処分を受けた、どうしてよいかわからない」というような苦情をお持ちの方はお気軽においでください。

▽とき＝十月十六日 午前十時から午後三時まで

▽ところ＝市民会館二階会議室。

＝老人の事故をなくそう＝
黄色い自転車に注意を

自転車は、最も手軽で便利な乗り物ですが、ほかのものにくらべると無防備で事故にあう危険度も高いものです。

そこで、自転車利用者の事故防止、とくに老人の交通事故を防ぐため、十月一日から「黄色い自転車運動」が進められています。

この運動は、自転車の前後の泥よけに黄色のペンキを塗り、また反射テープをはるなどの方法で、ドライバーが自転車を早く見られるようにして事故を防ごうというもの。

車を運転される人は、「黄色い自転車、こども、老人を見たらまず徐行の保護運転」をしてください。

老人の自転車乗り方コンクール

交通公園で九月二十一日老人の安全な自転車乗り方コンクールが開かれました。

市内の老人クラブから六十五歳以上の老人七十人が参加発進や右折、左折、交差点の渡り方などに安全運転を競いました。審査の結果、勧興区の深川善治さん（六十五歳）が一位に。最高齢の久原倉吉さん（八十七歳）に特別賞が贈られました。また、希望者の自転車には、黄色のペンキを塗るなど、交通安全意識を高めました。

国民年金加入のすすめ
9月から　年金額が増額

あなたは、今なんらかの年金制度に加入していますか？厚生年金や共済組合など各種の年金制度がありますが、どの制度にも加入されておらず老後になってなんの年金も受けられないようでしたら、今すぐ国民年金に加入してください。

市では、国民皆年金を建て前として加入されていないと思われる方に申込書を送り、加入をおすすめしています。この機会を利用してなるべく早目（十月十五日まで）にお申し込みください。

▽加入資格

。加入しなければならない方＝二十歳～六十歳未満の日本国民。ただし、被用者年金制度（厚生年金、共済年金等）加入者は除きます。

。希望すれば加入できる方＝サラリーマンの奥さんや公的年金（恩給、扶助料）を受けている方およびその配偶者等。

▽もらえる年金額は

国民年金の支給額は、九月分から左表のとおり引き上げられています。

なお、福祉年金については支給制限の緩和および母子・準母子福祉年金の支給範囲の拡大など改善されています。

くわしくは、市保険年金課（電④3151）へ。

保険料（かけ金）も来年から改定

給付水準等の引き上げにより、保険料も来年一月から月額九百円が千百円になりますなお、附加（定額を含む）年金の保険料は、月額千三百円が千五百円になります。

拠出年金

種類		改正前（月額）	改正後（月額）
老齢年金	10年年金	12,500円	14,513円
	5年年金	8,000	9,288
障害年金	1級	25,000	29 025
	2級	20,000	23.220
母子年金 遺児年金		20,000	23 220

福祉年金

種類		改正前（月額）	改正後（月額）
老齢福祉年金		5,000円	7,500円
障害福祉年金	1級	7,500	11,300
	2級	5,000	7,500
母子福祉年金		6,500	9,800
老齢特別給付金		4,000	5,500

佐賀の夜ばなし

俊寛僧都の墓
福岡　博

佐賀市嘉瀬町の森林公園近くの国道三十四号線沿いに「俊寛僧都の墓」と刻んだ石の標柱がみえる。ここから五十㍍ほど北に入ると法勝寺という僧堂がある。開山は俊寛、開基は平教盛、本尊は伝教大師作地蔵菩薩となっている。もともとは京都の法勝寺をまねた美しい大伽藍で、あまたの塔頭が建ちならび、豪華な寺院であったが、数度の兵火で焼失し、いまでは一部分だけが残っている。

いまから八百年ほど前の治承元年（一一七七）、京都法勝寺の執行、俊寛は、同志の丹波少将成経、平判官康頼と平家打倒を企てならず、三人とも薩摩の硫黄島（一名鬼界ケ島）へ流された。翌二年、中宮御座所祈とうの大赦令で成経と康頼の両人は赦免されたが俊寛は許されず、翌三年三月、この島で寂しく死亡した。

以上は、平家物語や芝居、謡曲などで一般に知られているところであるが、佐賀の法勝寺の墓石には「治承四年三月二十三日卒」となっている。

佐賀に伝わる伝説や記録を総合してみると、この辺りは昔の港町で、源平盛衰記には「味木の庄」と記されている。俊寛ら三人は硫黄島まで流されたのではなく、実際は嘉瀬津に上陸した。ここは平教盛の領地で、流罪になった成経は教盛の婿であった。そのため何かと庇護を受けていたが、この事情を執権平重盛が知って「裏切り者三人はそちらにとどめておくことはならぬ」という強い命令を出した。

教盛は、この処置を長崎の領主平資盛に相談、長崎伊王島に三人を移した。公儀の手前、心を鬼にしての処置であったが、悲嘆にくれる娘（成経の妻）の痛ましい姿を見兼ね、西国三十三か所の船問屋・嘉瀬津の荒木乗観に頼んで衣類や食糧などを伊王島に届けさせた。そのころ、平家物語の「康頼の流されたのは、ちょうど二十三日の夜、月の明るかりしに、海の面を見やれば、海の中に、月の影、二つ、三つ、浮かびたりけるを、あれは、何ぞ、と問へば、あれは、月の、二つ、三つ、と、答へ